

# 大月バイオマス発電事業完了報告書に対する知事意見への対応

2025年2月20日

## 1 全般事項

知事意見	知事意見への対応
<p>(1) 地域での環境保全の取り組みについて</p> <p>周辺の生活環境に配慮し、モニタリングや環境保全措置等の情報をわかりやすく、継続的に公表するとともに、地域住民とのコミュニケーションを図ること。</p> <p>また、地域住民からの苦情・要望等に対して、迅速かつ誠実に対応すること。</p>	<p>今後も周辺の生活環境に配慮した事業活動を継続していきます。</p> <p>また、モニタリングした排出ガスの値については、通常運転時の平均値集計を毎月実施し、計測から3ヶ月を目安ホームページに公表します。地域住民とはコミュニケーションを図り、苦情・要望等に対しては、迅速で誠実な対応を行います。</p>
<p>(2) 事業実施前後で比較した影響の再評価等について</p> <p>複数の項目において環境基準や予測値を下回ったことから、施設の稼働による環境影響の程度は小さいと評価しているが、事業実施前後及び調査地点間（上流・下流等）の比較により事業による影響を再評価し、必要により追加の保全措置を検討すること。</p>	<p>完了報告書の環境影響評価の内容について、事業実施前後及び調査地点間（上流・下流）の比較による再評価を行い、必要により追加の保全措置を検討し実施しました。</p> <p>(2)騒音について：事業実施前と事業開始後の比較において、事業所敷地境界で暗騒音を差し引き-1～3db、近隣民家で暗騒音を差し引き2dbと低い増加でした。影響は軽微であり追加保全措置は必要ないと判断しました。</p> <p>(3)動物(水生生物)について：発電排水の流入するA沢及び笛子川の上流と下流の水生生物種の調査結果、群集組成解析の結果に大きな変動はなく、専門家の意見を踏まえて、追加の保全措置は必要ないと判断しました。</p> <p>(5)景観・風景について：計画された構築物に対し見方が変化した建築物については、眺望的な落差を緩和する保全措置を実施し、景観・風景への影響を軽減しました。</p>

## 2 個別事項

知事意見	知事意見への対応
<p>(1) 大気汚染について（追加調査結果に基づく評価の実施等）</p> <p>事業場周辺の地形から、冬期に接地逆転層の発生頻度が高くなると推定されるが、接地逆転層発生時における煙突排出ガスの民家等への影響が調査されていない。</p> <p>接地逆転層発生時を捉え、有効煙突高さを考慮し、水平に流れた煙流の着地点付近の民家等を対象に大気質の調査を行うこと。加えて、調査結果を踏まえ、必要により追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>完了報告書で測定した情報の再まとめを行った上で、接地逆転層の発生しやすい時期にドローンによる上空温度分布確認と民家側における大気汚染物質の測定を実施しました。結果、接地逆転層が発生した時の最大着地濃度は環境基準以内であり、人への影響がない濃度でした。また、変動の大きい窒素酸化物については中央自動車道の影響が大きいことが判明しました。調査結果から、追加の環境保全措置は必要ないと判断しました。今後も継続して大気汚染物質の排出軽減に努めます。</p>
<p>(2) 騒音について（再評価の実施）</p> <p>施設停止時と稼働時の騒音の比較は、測定条件が最も合致した測定データを用いて行うこと。未記載の測定データ及び測定条件（測定方法、測定時における事業場や周辺の騒音発生施設の稼働状況等）を追加し、適切に影響の把握を行ったうえで再評価すること。</p>	<p>施設停止時と施設稼働時の騒音比較を行いました。測定データ及び測定条件を追加し、環境への影響を適切に把握して再評価した結果、影響は軽微であることを確認し追加の保全措置は必要ないと判断しました。今後も日常点検や対応の迅速化により騒音削減への努力を継続します。</p>
<p>(3) 動物(水生生物)について（再評価の実施等）</p> <p>温排水による水生生物への影響について、事業実施前後及び上流と下流の水生生物生息状況調査の調査条件（調査地点、調査地点における温排水の排水期間等）、水生生物群集の状況（種数、個体数、種の組成等）を精査して専門家の意見も聞いたうえで再評価し、必要により追加の保全措置を検討すること。</p> <p>また、長期的な温排水の排出が水生生物に影響を及ぼすことも考えられるため、専門家にこれまで実施した全ての調査結果を示して意見を聞き、長期的影響に係る評価を実施したうえで、必要により追加の保全措置を検討すること。</p>	<p>調査地点及び温排水の排水期間等の調査条件、水生生物群集の状況を精査し、専門家の意見を踏まえて再評価を行った結果、温排水の水生生物への影響は軽微であり、追加の保全措置は必要ないと判断しました。また、長期的な温排水の排出による水生生物への影響についても、専門家の意見を踏まえて再評価を行い、温排水の長期的な水生生物への影響が軽微であり、追加の保全措置は必要ないと判断しました。今後も温排水の管理を継続し、水生生物への影響抑制に努めます。</p>

<p><b>(4) 景観・風景、植物について（追加の保全措置の実施）</b></p> <p>景観変化の緩和に係る保全措置としての外周緑化は、樹木の成長、ツタ類の繁茂が足りず、効果が不十分である。</p> <p>植栽した種の選定理由も含め早急に不十分となった原因について究明したうえで、現状からの改善策を検討し、実施すること。</p> <p>なお、検討に際し、緑化の達成基準を明確にすること。</p>	<p>植栽した種の育成状況及び繁茂が不十分と思われる種については、中間報告書の知事意見をいただいた2019年2月より改善対策を行っています。専門家の意見を踏まえた改善策を検討し、2019年6月より追加の保全対策として、ツル植物の種類と数量を増やし、土壤改良と登攀補助資材の設置を実施しました。防音パネル前のツル植物は良好に生育し、2023年夏季は防音パネルの上部まで達する部分もあります。擁壁上部のツル植物は、北向きで日当たりが悪く、風の影響で揺られる状態でしたが、手入れにより下垂する緑化部分は確実に生育しています。現在、夏季にはツル植物が繁茂し緑化効果が十分に得られている状況であります。完了報告書の知事意見を受け、生育が不足していた低木の追加植栽を行うとともに補正評価書に記載された植栽した種の選定理由でもある本来達成すべき目標に基づいて小鳥類の生息域の多様性を確保するためにビオトープの追加整備を計画し、整備しました。今後も引き続き植栽およびビオトープの維持管理を行います。</p>
<p><b>(5) 景観・風景について（追加の保全措置の実施）</b></p> <p>計画変更で当初の計画より施設の配置・形状が変更されているにもかかわらず、十分な追加の保全措置が講じられていない。また、完成した施設は、中間報告書修正版のフォトモンタージュに対して、手すりや機械類の色彩が明るくなっているにもかかわらず、機械類を覆う等の景観変化の緩和対策が講じられていない。</p> <p>主要な眺望点からの施設の見え方について、フォトモンタージュと現状の違いを極力定量的に示したうえで、当初の保全目標を達成する追加の保全措置を早急に検討し、実施すること。</p>	<p>計画変更届で示した 笹子川親水公園からの眺望フォトモンタージュに対して現状の施設の見え方の違いを緩和するために中間報告書に対する知事意見の回答に示した発電所西側に高木を植樹しました。高木の成長に伴い見え方が改善される計画でしたが、樹木の生育が緩慢なため、景観木に変わる改善策として、定量的判断に基づき発電所西側に見られる明るい色彩の設備の一部を着色網で覆い、眺望的な落差を緩和しました。今回追加した保全措置による見え方の改善に加え、現在も成長を続けている樹木により設備の眺望が改善され、景観・風景への影響は更に軽減されていくと思われます。</p>

<p><b>(6) 温室効果ガス等について（再評価の実施等）</b></p> <p>温室効果ガス等の排出量については、操業開始当初の不具合が発生した時期を除いた、平常運転時の実績に基づき再評価を行うこと。また、発生した不具合の原因とその改善策を示すとともに、今後想定される不具合とその際の温室効果ガス等の低減措置を示すこと。</p>	<p>温室効果ガス等の排出量については、平常運転時の実績に基づき再評価を行いました。その結果、平常運転により温室効果ガスの削減を図ることができることから追加の保全措置は必要ないと判断しました。また、これまで発生した不具合は初期不良によるものであり、すでに改善して安定稼働を継続しています。今後も引き続き安定稼働を継続することにより、温室効果ガス等の低減に努めます。</p>
<p><b>(7) その他について（知事意見に対する検討結果の公表等）</b></p> <p>知事意見に対する検討結果・実施した再評価・保全措置は、その都度速やかに県へ報告するとともに、ホームページ等でも公表すること。</p>	<p>知事意見に対する検討結果・実施した再評価・保全措置を、その都度県に報告するとともに、ホームページ等でも公表します。 ホームページ URL <a href="https://otsuki-bm.co.jp/">https://otsuki-bm.co.jp/</a></p>